

第4回 認証産業活用の在り方検討会 議事概要

1. 日時：令和6年4月4日（木） 14:00～16:00
2. 場所：経済産業省別館6階 626・628会議室及びオンライン会議室（Teams）
3. 出席者：松橋委員、浅田委員、阿部委員、新井委員、梶屋委員、加藤委員、川元委員、近藤委員、高橋委員、中川委員、藤原委員、牧野委員、吉田委員（委員全13名中、本人出席13名）
オブザーバー：小川参事官（内閣府知的財産戦略推進事務局）
4. 議題：認証産業活用の在り方検討会中間整理（案）

5. 議事概要

事務局から資料2に基づき説明があり、議論が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 認証は事業者に対して行われるサービスであるのに対し、認定は認証機関にお墨付きを与える行為であり、同等に扱うことに違和感。認定機関も認証産業の在り方を検討するうえでは当然考えるべき要素だが、レイヤーが異なることは意識すべき。
- ・ 認証を取るか否かの話になっているが、認証の深さ（インターフェースだけ見るか、プロセスまで含まれるか、等）は必要に応じて変わる。また、「結局、今何が重要なのか」の議論がまだ足りていないのではないかと。
- ・ パイロットプロジェクトについて、デジタル、グリーンなど社会課題的テーマでは様々な団体が関連し、規格も複数存在する。新たな規格、認証スキームを作る場合、全体の方針との整合性に留意する必要がある。
- ・ 経団連の課題と今後の取組（資料2 20頁）に関連して3点。①国内企業の動向として、特にグリーン分野で海外認証機関への依存度が高まっていることを実感している、②デジタルやグリーン分野はパイロットプロジェクトの実施が難しいとの意見があったところ、（経団連2月提言で戦略分野例として挙げた）バイオは市場が黎明期で今後ルールが作られていく分野であり有望と考えている、③コンサルティング行為の明確化について、該当しない行為を列挙できると良いのではないかと。経団連2月提言では認証に特段言及していないが、今年度は標準化活動に注力する計画であり業界横断的に議論していきたい。
- ・ 今後の日本の認証ビジネスをどのように発展させるかという点について（資料2 28頁）、目指すゴールの姿を明確に共有することで、より関係者が協力しやすくなる。
- ・ 認証機関だけで、産業界のニーズがないところに拡大することは難しいので、パイロットプロジェクト候補が列挙されたのはありがたい。難易度が高いものもあるが、日本の産業に貢献する新たな認証制度の立ち上げに期待。
- ・ 本検討会の目的が、国内産業が欧州市場に参入することであるなら、認証機関からするとネガティブではあるものの、試験のみ国内で行ってレポートを発行し、認証は欧州で行うという形の追求もあり得るのでは。
- ・ 欧州では認証産業を活性化させ、規格開発・研究開発を盛り上げるための戦略がある。本検討会では認証産業と企業の協力に焦点を当てているが、それに加え、戦略的な検討も必要と考える。
- ・ 商工会議所は、中小企業への認証産業活用のメリットの周知・広報及び企業と専門家の橋渡しが大きな役割。コンサルティングの明確化、成功事例の提示については、検討会の中で具体的な内容の議論を進めてほしい。
- ・ 資料2 27ページ（コンサル行為明確化）について、中小企業では、認証の取得方法や自社の事業の強みに関する情報提供にニーズがあるが、認証機関が自らこうした行為に踏み込むのは難しいことは理解するので、民間コンサルタントの巻き込みも含めて検討してほしい。引き続き中小企業も認証の活用に向け色々と活動していきたい。

- JETRO の活動(資料2 18 頁)は専門家と企業の橋渡しが主。各機関ができることのリストがあると、企業からの相談に回答するうえで役立つのでは。また、JETRO 内のアドバイザーへの説明機会の提供も他機関にお願いしたい。
- 認定機関として、専門的知見を有するシンクタンクと連携しつつ、認証産業の拡大に寄与したい。
- コンサルティングに関し、可能な範囲の明確化について議論を深める必要があるのではないかという点に同意。認定機関・認証機関が公平性に関する理解を共有したうえで、認証機関が活動できる範囲について、個別事例を踏まえ議論したい。認定機関としても ISO/IEC 17011 (認定機関に対する要求事項) を踏まえつつ、海外動向に関する情報提供は強化し、経済的合理性のある認証スキームを関係者と議論しながら作っていききたい。
- 今後の検討にあたっては、方向性が極めて重要であり、目的やそれに要する議論、成果を明確にする必要。例えば CBAM や蓄電池についてはよく問合せを受け、我々としては日本で認証されたものが海外でもできるだけ受け入れられるようにしたいと考えているが、そもそもルールメイキングの場に他国の認定・認証機関が参加できない状況も発生。こうした ISO の枠外の海外の政策に、認定機関や認証機関がどう関与していくかという問題も顕在化していると考え。このような点については、GtoG の枠組みも含め、経済産業省にも取り組んでほしい。
- JEITA としてエコシステムという観点を強く打ち出しているが、これは、「標準加速化モデル」で言われている「新たな価値軸」に対して、日本の競争力が落ちている中でどうアプローチするかを考えた際、イノベーションマネジメントシステムや AI といった共通言語を用いて、認証機関も含めて全体の枠組みを作っていききたいという思いを持っているため。産-学-認証機関で一体となって検討していきたい。そうした観点では、直近で取り組むテーマと、中長期的な課題を分けて議論して行ってほしい。
- コンサルティングについて、そもそも認定・認証は、対象が基準を既に満たしていることを前提に、それを確認する行為であり、基準を満たす方法を直接企業に教えてはならない。一方で、企業側に学ぶ機会を提供できる方法はないか、企業が困っている点や解決法は何か、という点も考えていきたい。
- 認証の深さについて、これまでの積み重ねがある有形製品に対する製品認証だけでなく、AI やサービスなどの無形製品やプロセスが認証の対象になったことで、より複雑化したと承知。そうした一企業・製品内に評価視点が複数あるものをトータルで認証することが欧州は可能であり、その前提で様々な制度を作っている。我々もライフサイクル全体の中でどうすべきかが大きな課題になっていくと考えており、各国の動きも踏まえご提案したい。
- EU 市場に進出したい企業から相談が来ることがあるが、欧州域内規制上、Notified Body の関与が必須である部分もあり、それは個別認証機関の努力では対応できない。Notified Body との連携及びその中で日本人による日本語サービスを拡大するという取り組みはしているが、それが現時点でできる最善策。
- 一方でコンサルティングと情報提供に共通しているのは、対応できる人材が認証機関内で不足しているという問題。この点について現時点では、ビジネス創出に関する能力を持つ、外部企業での経験を持つ人材をリクルーティングする等により対応している。一方、AI やサイバーセキュリティ等どんどん領域が広がる中で、全ての人材を一つの認証機関内で抱えるのは不可能であり、システム・プラットフォーム化もご検討いただきたい。
- コンサルティングについては、グレーな部分を明確化していくという話であり見直しする点と承知しているが、意見調整は必要。加えて、人材の部分の手当てをぜひお願いしたい。
- コンサルティングについて、認証スキーム自体に注目が集まらなければ、一定の収益が得られないのでコンサルタントは集まらない。この解決のため、複数のサービスを複合的な認証にして一本化するという手法もあるのではないか。また公平性問題の明確化については、認証機関は公平性を重視し保守的に解釈する傾向があるため、重度に考えなくても良いと指令したところで意味がないのでは。
- 公平性問題解決の例として、京都議定書 CDM (クリーン開発メカニズム) において、Validation と Verification を同一機関が行うことを Validation はコンサルティングと同一として原則禁止したが、一部例外を許容するなど、スキームとしての工夫によって公平性を保ちつつ、事業者の問題解決につながった例 (小規模 CDM では、その公平性問題の影響が軽微と評価できるとして、同一機関が Validation 及び Verification を行うことが出来るというルールとした) も存在。

- ・ 本検討会の目的は、日本企業が市場を獲得するために、規格や認証を活用する仕組みをどう作るか、ステークホルダーをとのかかわり方をどうするか、どうサポートするか、等を検討することと承知。
- ・ AIに関する認証について、議論の仕方は対象によって異なると思うが、具体的に議論することが重要と考えており、もしご意見がある委員がいらっしゃればいただきたい。
- ・ コンサルティングは、発想や姿勢で解決できる部分もあるのでは。他国の状況も見ながら、本検討会での議論を踏まえて解決していくべき。
- ・ 情報提供について、(JETROより短信レポートが発行されているものの)大企業でも国際的なルール変更、例えばGHGプロトコルでのルール変更に係る具体的な手続・方法等の情報を十分にカバーできない旨の話聞く。今後の情報提供の在り方も検討すべき。
- ・ GHGの他、データ系、環境系はISO以外の枠組みが活用されることが多く、分野に応じたエコシステムが存在する中で、フォローする必要があると承知。ライフサイクルの認証に関する意見があったが、特にサーキュラーエコノミーについても議論が動いている中で、今後の在り方を議論すべき。
- ・ 全体的に、国の施策に対する要望をいただけると幸い。
- ・ 昨今、制度設計に取り組もうとするシンクタンク等も出てきていると考えており、そういった主体と協力しつつ、制度を作っていく。例えば水素では、ISOの動きを受けて日本が取るべきスキームの相談も受けている。なおGHGプロトコルについて、世界的に認定機関は認定していない。今後ISOと整合的になることを期待しており、そうすれば認定することも出てくると思うが、このような情報を産業界により共有すべきであったのは反省事項。
- ・ コンサルティングについて、色々とやり方はあると承知。理想的には、認証取得のためのリテラシー向上まで至るような、下支えするうまい仕組みづくりができれば良いと思うし、それが実現すれば国内の認証への取組の底上げにつながっていくと思う。本来は具体的な規格を引きながら議論する場も出てくると良いのではないかな。
- ・ 認証機関と認定機関の違いについて指摘があったが、認定の役割は認証機関の行為のレベルをそろえること。また個別分野について言うと、認定機関は認証機関が行うサービスの将来像を予測しながら、先んじて議論する必要があると承知。
- ・ ISO/IECにはSMARTというデジタル規格の枠組みがあり、適合性評価も含めようという議論あり。諸外国でもWebベース・電子データが普通だが、より進んでいる国もあり、サイバー上でも認証機関との連携が可能なのではないか、この点を議論してもよいのでは、と考えている。この領域において日本は遅れている。
- ・ AIについて、IECでも、適合性評価の文脈を含め検討されている。
- ・ サステナビリティ関係等、ISO、IEC、ITUでカバーされず、認証も別途展開している領域も存在。認証について検討する際には、自分にとって適切な枠組みを判断できる知識・能力が必要。
- ・ 欧州の認証機関の寡占状態がAI分野で始まろうとしている。AI actが欧州議会を通過、フランスの機関が既にAIのマネジメントシステム認証をパイロット的に始めており、ISO/IEC42001にもフランスが関与しているとも聞いている。こういった動きに日本の認証機関がどの程度のセンシティブティを持って対応しているのか。AI Actにおいては、リスクの高いAIはNotified Body (NB)の関与が必須条件であり、特に産業オートメーションで安全制御に用いるAIはNBの評価を受け合格しなければならないと、条文中に書かれている状況。それに対する切迫感が日本にどれくらいあるのか。大きな危機感を感じている。
- ・ 世界の動きは速く、例えばAIでは、欧州などがビジネス化を見据えていち早く規格を作り、認証機関もビジネスチャンスを察知して既に動き出している。日本は開始から出遅れている。例えばWRIが作ったGHGプロトコルなど、ISOやIEC以外の民間機関が作った標準が世界的な影響を有するようになっているが、このような動きへの対応含め、問題は山積。アカデミアの立場としては、色々な情報を集め共有し、自由に意見交換できる場作りに引き続き貢献したい。そのような議論を通じて認証の可能性を日本の機関に理解いただき、具体的な規格や認証が見えてきたら、戦略的にエコシステムを作り、その中で引き続き取り組んでいくような仕組みができると良い。

事務局より、意見への回答及び中間整理（案）への修正点があれば事務局に連絡いただきたい旨発言。

以上